

## 富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり専門的見地から意見を聴くため、富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び総合戦略の策定に関し意見、助言等を行うこと。
- (2) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

### (組織)

第3条 懇談会の構成は、別表のとおりとする。

2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は必要があると認める場合に市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部企画課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員氏名	備考
山 本 猛	富里市区長会
平 野 希	まちづくりコーディネーター
寒 郡 茂 樹	富里市商工会
根 本 実	富里市農業協同組合
牧 野 正 寿	千葉県立富里高等学校
石 井 明	千葉銀行
寺 島 孝 幸	成田公共職業安定所
渡 邊 薫	元富里市子ども・子育て会議委員
渡 邊 さとみ	株式会社広域高速ネット二九六
関 口 順 一	成田国際空港株式会社